様式9-1

基本情報（令和8年4月1日現在）

法人の基本情報					
法人名	公益財団法人　兵庫県住宅建築総合センター				
所在地	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号				
連絡先	電話：078－252－0091 FAX：078－252－0096	ホームページアドレス	https://www.hyogo-jkc.or.jp		
団体所管課	まちづくり部 建築指導課　（電話:078－362－3608）				
設立年月日	昭和50年4月1日	代表者	理事長　柴田　和弘 （元　兵庫県まちづくり部長　）		
出資総額	20,000　千円				
県出資（出捐）額	10,000　千円	他の出資(出捐)者	(一社)兵庫県建設業協会	(一社)全兵庫建設業協会	
(県全体:統合前込)	（　千円）	出資(出捐)額	3,000　千円	2,000　千円	
比率	50.0　%	比率	15.0　%	10.0　%	
（県全体比率）	（　%）				
役員数	8　人	職員数	13　人		
うち常勤役員	1　人	うち常勤職員	8　人		
設立目的	住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、兵庫県民の福祉の向上に寄与する。				
主な事業内容	1　ひょうご住まいサポートセンター事業 （住まいの相談、住まいづくりの支援等） 2　住まいと建物の安全・安心事業 （耐震診断改修計画評価事業、構造計算適合性判定事業） 3　住まいと建物に関する総合的な支援事業 （特定建築物等の定期報告事業、簡易耐震診断推進事業）				

役職員の状況			
役員			
平均年齢	58.0　歳	平均年収（千円）	11,130　千円（支給実人数　1　人）
常勤役員	1　人	非常勤役員	7　人
うち県派遣	1　人（　100.0　%）	うち県派遣	1　人（　14.3　%）
うち県OB	0　人（　%）	うち県OB	1　人（　14.3　%）
職員			
平均年齢	55.6　歳	平均年収（千円）	6,591　千円（支給実人数　8　人）
常勤職員	8　人	非常勤職員	5　人
うち県派遣	3　人（　37.5　%）	うち県派遣	0　人（　%）
うち県OB	1　人（　12.5　%）	うち県OB	0　人（　%）

注）「平均年収」は、常勤役職員が令和7年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

（ 団体名:　公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター　）

財務状況（単位:千円）					
区 分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 決算
総資産	273,035	275,910	259,539	258,916	254,067
負債総額	55,969	54,451	50,236	52,560	51,726
正味財産（純資産）	217,066	221,459	209,303	206,356	202,340
うち基本財産（資本金、基本金）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
その他正味財産（その他純資産）	197,066	201,459	189,303	186,356	182,340
一般正味財産※1	197,066	201,459	189,303	186,356	182,340
当期収入計 A	298,845	291,802	276,240	287,409	276,895
うち県からの収入額計	31,845	34,558	39,452	39,264	32,007
県支出割合（%）	10.66	11.84	14.28	13.66	11.56
当期支出計 B	320,659	287,071	288,335	290,231	280,785
当期収支差額 C(A-B)	△21,814	4,731	△12,095	△2,822	△3,890
県からの財政支出計	31,845	34,558	39,452	39,264	32,007
（対前年度比:%）	（ 90.4 ）	（ 108.5 ）	（ 114.2 ）	（ 99.5 ）	（ 81.5 ）
うち委託料	31,845	34,558	39,452	39,264	32,007
うち補助金	0	0	0	0	0
小 計	31,845	34,558	39,452	39,264	32,007
県からの短期貸付金	0	0	0	0	0
その他（集約基金等）	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減（単年度収支）※1					
当期経常増減額	702	4,465	△11,796	△1,400	△3,531
当期一般正味財産増減額	△2,207	4,393	△12,156	△2,947	△4,015
当期正味財産増減額	△2,207	4,393	△12,156	△2,947	△4,015

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載
〇各団体の財務諸表（貸借対照表、収支計算書等）と一致